

雇用調整助成金の概要

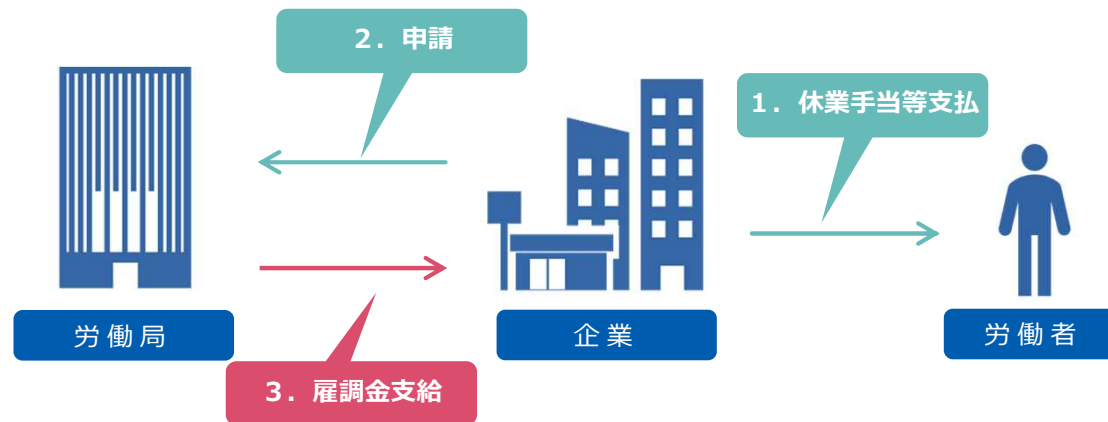
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、**労働者の雇用の維持**を図った場合に、**休業手当等の一部を助成する制度**。（財源は雇用保険二事業）

助成内容

	助成率	日額上限額
中小企業	2 / 3	8,490円
大企業	1 / 2	8,490円

※ 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、訓練費を支給（1人1日当たり1,200円）

※ 日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額（令和5年8月1日現在）



【支給対象事業主】

- ・雇用保険適用事業所

【支給対象労働者】

- ・雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】

- ・当該事業主の生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下（生産量要件）⇒ [本特例] 1か月に短縮
- ・雇用保険被保険者数等が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（雇用量要件）⇒ [本特例] 撤廃
- ・過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して一年を超えていること（クーリング要件）
- ・休業等の実施日の延日数が、所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること（休業等規模要件）
- ・時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと（残業相殺）等

【支給限度日数】

- ・1年100日、3年150日